

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	城東保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 高陽会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長：高木 洋 / 園長：佐伯 方美	
定員（利用人数）	130 名（119名）	
事業所所在地	〒 596-0808 大阪府岸和田市三田町166	
電話番号	072 - 443 - 4451	
F A X 番号	072 - 443 - 4436	
ホームページアドレス	http://www.eonet.ne.jp/~joutouhoikuen/	
電子メールアドレス	jyoutouhoikuen@koyokai.or.jp	
事業開始年月日	平成 24 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 11 名	非正規 24 名
専門職員※	保育士：正規 8名、非正規 18名 看護師：正規 1名 管理栄養士：正規 2名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] ・乳児ほふく室 2 ・調乳室 1 ・保育室2～5歳 児 各1 ・調理室 1 ・室内遊技場 1 ・シャワー 室 1 ・支援室 1 ・相談室 1 ・事務所 1 ・職員更衣室 1 ・職員休憩室 1 ・洗濯室 1 ・屋外倉庫 1	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

《理念》

- 一、私たちは、全ての子どもに愛情をもって接します。
- 一、私たちは、子どもの人格と個性を尊重し、優しさと思いやりをもって接します。
- 一、私たちは、子どもの主体性を保ち、保護者・社会との絆を大切にします。

《保育方針》

1. 生活を通して共に成長しあえる子どもを育みます。
生活の中で生きるために必要な力が育つことをめざします。
2. 自分の思いを豊かに表現できる子どもを育みます。
自分で考え、自分の思いを言葉で表現できる子どもを育てます。
集団生活の中で、相手の思いを受け止める力が育つことをめざします。
3. 個性にみちた創造力豊かな子どもを育みます。
子ども一人ひとりの個性を尊重し、自由に創造できる子どもを育てます。
4. 心身の調和をはかり、安心・安全の保育を提供します。
リズム運動、絵本の読み聞かせを通し、元気な体、豊かな心を育てます。

【施設・事業所の特徴的な取組】

① 《リズム運動》

0歳から5歳までの運動を体をつくるという目的だけではなく、「脳の発達」のため、「知的発達」のためと位置付けています。就学前までの6年間は脳が最も発達する時期です。触覚、視覚などの感覚神経と、手や足などを動かす運動神経を発達させることが就学にむけての知的な脳の発達を促す土台になると考え、全園児でリズム運動に取り組んでいます。

② 《障害児保育》

支援が必要な子どもにはそれぞれの発達に合った支援を考え統合保育を行っています。支援の必要な子どももみんなと一緒に過ごし、小さな社会の中でそれぞれの力を尊重しあえる集団作りをします。職員は支援に必要な知識やスキルを高め、質のよい統合保育の実施をめざし外部研修への参加、園内研修に努めています。

③ 絵本の読み聞かせを通じて、豊かな心を育みます

喜びや悲しみの感情はひとりでに育つものではなく、ともに喜び、ともに悲しむことで豊かな心と相手の気持ちに気づく思いやりが育ちます。また絵本の中では 実体験できないことも体験することができ さらに豊かな感情が培われます。豊かな心は目に見えないものですが、見えないからこそ大切に育てていかなければならないと考えています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年12月11日～平成31年2月18日
評価決定年月日	平成31年2月18日
評価調査者（役割）	0501C051（運営管理委員） 1001C022（専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

城東保育園は、平成24年4月に岸和田市立保育園から民間移管され、社会福祉法人高陽会を運営主体として保育事業が行われています。平成30年4月に園舎を建て替え、広い敷地と木のぬくもりを感じさせる保育環境で日々子どもたちの活動が行われています。地域環境としては、城東小学校、摩湯山古墳のある摩湯山公園が隣接しており、自然環境にとっても恵まれています。保育内容としては、子ども一人ひとりの心を大切にしながら「考える子ども」「丈夫な体の子ども」「思いやりのある子ども」を具体的な目標とした保育を実施しています。今回の第三者評価受審により、施設長・主任保育士のもとに職員集団づくりを行い、より良い保育サービスの提供を目指し、日々努力することが期待されます。

(注) 判断基準「abc」について

(a) は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b) は多くの施設・事業所の状態、(c) はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

自然を大切にした保育環境づくり

子どもたちが日々の生活で遊びを通して感性豊かに育つよう、環境と保育実践の一体化に取り組んでいます。園庭にはクライミングロープや滑り台、砂場など子どもたちの冒険心が刺激される環境があります。また屋内には吹き抜けの明るく広いホールで異年齢の子どもたちのリズム遊びがなされています。子どもたちの心はいつもひとつという願いをこめて各保育室の窓は広いガラス張りで作られています。

◆改善を求められる点

保育の質の確立に向けた組織としての意識向上と継続的な取り組み

今回の第三者評価受審を機に、施設長・主任保育士が法人の理念・保育方針の実現に向けて指導力を発揮し、職員の配置基準・職員の質の向上・保育園運営全般に関する評価・見直しに取り組むことが望まれます。保育実践との整合性のあるマニュアルの整備及び記録文書の書き方・残し方などについて見直しを行い、記録管理体制を整備することが望まれます。また、保育の質の確保に向けて、職員間でPDCAサイクルにより課題の抽出をし、保育の継続的な取り組みに繋げることが望まれます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

「保育の質の確立に向けた組織としての意識向上と継続的な取り組み」が受審結果として届きました。具体的にどうしていけばよいのかを職員で検討し、実行できるところから始めています。平成24年度から運営を始めましたが、受審したことで、自施設を振り返る大切さが理解できるよう指導していただき、そして実行していかなければならないことも具体的に示して頂きました。

これからも保育の資質向上に努力し、かつ継続的に取り組み続けることができるようにしていきます。保育園の理念・方針の実現に向け、ハード目面・ソフト面ともに充実するよう、全職員で取り組んでいきたいと思っております。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	法人・保育園の理念に基づく保育方針を明文化し、園の内外に広く理解が深まるようにパンフレットやホームページ・園のしおりに記載しています。また、保護者には、入園式・入園説明会等で説明を行っています。職員には職員用ハンドブック作成時に説明しています。今後は、毎年度、事業計画を基に理念と方針の確認と周知を継続的に行うことが望まれます。	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	SWOT分析等により、経営状況を外部環境や内部環境に分類し、その要因を分析して中長期計画や事業計画を策定しています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	中長期計画や事業計画に今後の事業内容を明記しています。日常的な設備の保全等については速やかに改善していますが、人的配置についても改善が望まれます。また、経営状況や課題について職員に周知し、改善に向けて計画的に取り組むことが望まれます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	城東保育園が目指す方向性を明示した中長期計画を平成29年4月より策定しています。今後、社会福祉法人高陽会が明確なビジョンを持って幅広く保育園運営にあたることについて、具体的な成果や数値目標を設定した内容が望まれます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	平成30年度の事業計画は、ISOの様式で施設長によって策定されています。今後、中長期計画を反映した総合的な保育園運営に関する具体的な事業計画の策定が望まれます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	事業計画は、職員会議等での職員からの意見を踏まえた内容での策定ではありませんでした。今後、施設長、主任保育士はじめ全職員が保育の現場の状況を報告し、総合的な保育園運営に関する事業計画を策定し、定期的に見直すことが求められます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	平成29年度の事業である園舎の建て替えについては、保護者説明会を開き説明し、園舎完成時には保護者内覧会を開いています。今後、事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料を作成し、保護者等がより理解しやすいように工夫することが望まれます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
(コメント)	城東保育園としてPDCAサイクルに沿った運営と保育の質の向上に向けた姿勢の記載はありませんでした。また、評価に対する組織としての姿勢は確認できませんでした。今後は、基本方針や中長期計画に評価に対する組織としての姿勢を明示し、具体的な評価の方法や体制を整備することが求められます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	保育・保育サービスについては、月1回のカリキュラム会議・職員会議等にて話し合いを行っています。今後、職員参画のもとで、自己評価ガイドライン等を参考に定期的に自己評価（個人の評価及び園全体の評価）を行い分析するなど、保育の質の向上改善に向けた組織的な取り組みが求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長の業務については、職務分掌に記載しています。また、職員用ハンドブックを作成し、平成30年12月の会議にて職員に説明しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	c
(コメント)	保育業務に携わる立場としての関係法令を正しく理解することが求められます。施設長が中心となり、関係法令をリスト化し、職員に周知徹底することが求められます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長の責務としての保育の質の向上に力を注いでいます。また、今回の第三者評価の受審を機に、保育の現場の改善に向けて努力していく予定です。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、経営改善の内容を把握した上で保育環境づくりに努力しています。労務・財務関係は法人本部の指導のもとで運営しています。今後経営の効率化や業務の実効性を高める取り組みについては、一般職員からの意見を集約するための体制を構築することが望まれます。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	養成校への依頼等採用活動を実施していますが、人材の確保・定着のための具体的な計画を策定し、計画に基づいた人材確保、育成することが望まれます。更なる積極的な採用活動を行い、保育の質を確保するための福祉人材の採用が早急に必要です。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	職員用ハンドブックに法人の理念・基本方針に基づいた「期待する職員像」を明示しています。人事基準については、昇進、昇格を明確に定め、職員に周知することが望まれます。また、職員が自ら将来像を描けるような総合的な仕組みづくりが望まれます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	和歌山県民間社会福祉事業従事者共済会に加入しています。早急に人材の確保を行い、働きやすい職場づくりに取り組むことが必要です。また、職員の心身の健康と安全のための相談体制を整備し、職員に周知することが望まれます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	各職員は、目標を設定して個別面談で意見や課題などについて話をしています。今後は、保育園の方針・目標に即した一人ひとりの具体的な目標を適切に設定し、進捗状況の確認、目標達成の確認、振り返りなど目標管理に関する仕組みの構築が望まれます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	職員の教育・内部研修は年間計画を立てて実施しています。今後は、組織の基本方針に基づく体系化された継続性、関連性のある研修計画を策定し、計画の評価・見直しを行い、次の研修計画、保育実践に反映することが望まれます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	新任職員へのOJTは実施されていませんでした。外部研修には参加しています。今後、職員一人ひとりの習熟度や必要とする知識、技術水準を適切に把握し、それに応じた研修を計画的に実施することが望まれます。	

		評価結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
(コメント)	実習生受け入れの意義・方針を明文化して、実習生受け入れマニュアルの内容を整備し、実習生が計画的に学べるようにプログラムを用意することが求められます。また、実習指導者に対する研修を実施することも求められます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	保育園のしおりや保育園のホームページ、法人のホームページ等を通して情報提供しています。今回の第三者評価の受審結果についても公表する予定です。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	内部監査や外部監査は実施していませんが、法人本部として、税理士・社会保険労務士・弁護士等と定期的に事務・経理関係の確認をして必要に応じて助言を受けています。今後は、外部監査等の活用により、事業、財務に関する専門家の指摘事項に基づいた経営改善を行うことが望まれます。	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	保育計画に「地域や関係機関との連携」を明文化しています。地域交流としては、高齢者施設への訪問がなされています。また、地域の子どもたちとは、夕涼み会、防火教室の行事等を通じて交流の機会を設けています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	ボランティアについて、登録手続き、配置、事前説明等に関する内容が記載されたマニュアルを策定し、受け入れ体制を整えることが求められます。学校教育への協力については、地域の中学校の職場体験を受け入れています。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	要保護児童や虐待の対応については、保健センター、子ども家庭センターと連携をとりながら対応しています。また、養育支援については、関係機関と定期的に情報交換を行っています。今後、地域福祉に必要な社会資源のリストを作成し、職員間での共有が図られることが望まれます。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	b
(コメント)	園庭開放を実施し、地域の保護者と子どもが安心して遊べる場所の提供や保護者からの相談対応等を行っています。今後、災害時における地域との避難訓練の連携や地域のまちづくりに貢献できる仕組みづくりが望まれます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	スマイルサポーターを配置していますが、具体的な地域支援事業は実施していませんので、今後、地域の家庭支援事業の活動を通じて、地域の人々のニーズの把握に努め、具体的に対応することが望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	一人ひとりの子どもを尊重した保育については、法人理念や保育理念に明示し、玄関や園の関係資料に記載しています。今後、子どもを尊重した保育を反映した「標準的な実施方法」を組織的に定めることが望まれます。そして、職員に対しては子どもの権利に関する研修会の実施が望まれます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	虐待防止のためのマニュアルを整備し、研修を実施して職員に周知しています。子どものプライバシー保護についてのマニュアルを策定し職員に周知するとともに、保護者にもその取り組みについて周知することが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	見学の希望者には随時対応し、パンフレットやホームページ等において保育園の内容を詳しく紹介・説明しています。今後、見学者の内容を記録し、保育園利用希望者への情報提供について、適宜見直すことが望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	新入園児説明会等において、重要事項説明書、入園のしおりを用いて保育の内容を説明し、保護者の同意を得た上でその内容を書面にて残しています。配慮が必要な保護者に対しては、別枠時間にて説明し、外国人の保護者には書類にふりがなをつける等個別に対応しています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育の継続性に配慮して卒園・転園についての引継ぎ文書及び手順を定めることが望まれます。卒園・転園後の相談については、施設長・主任保育士が対応するようにしていますが、その体制について文書化し、保護者に配付することが望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	民営化後5年間はアンケートにて満足度調査をしていましたが、それ以降は実施されていません。今後、利用者満足を把握する目的の調査を定期的実施し、把握した保護者の意向については職員会議等で話し合い、改善策を実行することが望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の仕組みについては、体制を整備し、保護者には文書にて配付し、玄関にはポスターを掲示しています。相談・苦情の申し出及び解決を図った内容を適切に記録に残すことが望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	保護者が相談したり意見を述べたりする方法等については、重要事項説明書にて明示しています。個別に話ができるように配慮し、相談室を用意しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	保護者会主催のアンケートを実施しており、その結果については、保護者会に説明し対応しています。対応マニュアルの内容が不十分ですので、今後見直しを行い、全職員に会議等にて周知することが望まれます。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	事故発生時の対応と安全確保についてマニュアルを作成していますが、組織としてリスクマネジメントに関する体制は整備されていません。職員会議の中で、ヒヤリハット・事故報告を行い、改善策の検討をしています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症対策については、感染症マニュアルに基づき、看護師を中心にしています。感染症が発生した場合は、その状況を掲示し保護者に注意喚起しています。感染症対応マニュアルは作成していますが、感染症発生時の対応について、対応体制が詳細に記載されていません。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	園舎の立地条件などを考慮の上、消防計画を作成し災害時の対応、体制が決められています。災害時における対応マニュアルについて、地震・火事・不審者対応のマニュアルは作成していますが、台風時の対応マニュアルも作成することが望まれます。備蓄リストについては食材のみ作成しています。防災計画は整備していますが、地域と連携しての訓練の実施は行われていません。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
(コメント)	園では、保育の実施方法として職員ハンドブックを作成し、職員に周知するため個々に配付しています。しかしその内容としてデイリープログラムのみで、保育についての標準的な実施方法については、確認することができませんでした。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められていません。作成したマニュアルについて定期的に保育の現状を検証し、組織的に見直す仕組みを定めることが求められます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	c
(コメント)	指導計画の策定の責任者は、園長・主任です。入所時に関係機関より園児に関する情報の引き継ぎを受けるとともに、入所前保護者面接を行い情報を集約し、知り得た情報は関係職員で共有しています。しかし、それをもとにした4月の0・1・2歳児の個別の指導計画が策定されていません。子どもと保護者のニーズを明示した個別の指導計画について、4月より策定していくことが求められます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画の見直しについては組織的に手順を定めて実施していますが、策定、評価・見直しについてはPDCAのサイクルで継続的に実施されていません。策定した指導計画に基づき行った保育について評価し、次月への課題を明確にして、継続的に取り組んでいくために、組織的な仕組みの構築が望まれます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	子どもの発達状況や生活状況は児童原簿、健康台帳に記録しています。記録要領については園長、主任が指導し、全ての職員が情報共有できるように、職員会議など会議の中で情報が伝えられています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報の記録の管理体制については、職員会議において職員研修が行われています。子どもの記録の保管についての規定は定められていますが、保存、廃棄、情報提供に関する規定が定められていません。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	c
(コメント)	全体的な計画は、園長と主任が中心となり、理念、基本方針に基づき平成29年1月に編成されましたが、その後見直しはされていません。また、その内容については保育所保育指針全体をとらえて編成されていません。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	施設内の点検、環境整備は活動前に行われています。一人ひとりの子どもがくつろいだり、落ち着いて過ごすことが出来るように環境づくりを工夫しています。園庭については、週1回点検表を用いて点検しています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	職員に定期的に園内研修を行い、保育者として望ましいかわりができるように学ぶ機会が設けられています。子どもたち一人ひとりの差異を十分に把握し認めながら関わることを大切に保育しています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	子どもが自分でしようという気持ちを大切にしながら保育士は見守り、援助していますが、活動の流れの中では、混雑したり、年齢にあった援助が出来ていない場面が見られました。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	子どもが主体的に生活遊びが出来るように工夫しています。異年齢で触れ合う機会「リズム運動」「くまさんタイム」なども計画的に取り組んでいます。近隣公園に散歩に出かけ子どもたちが自然と触れ合う事が出来るようにしています。ただ、遊びの中で子どもたちが遊ぶ様子を保育士が「見守る」様子が多く見られました。	

		評価結果
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	子どもたちが安心して過ごすことが出来るように環境を整えています。わらべうたを通して人の声やふれあいの温かさや心地よさを感じ、愛着関係がはぐくまれていくように日々の保育で取り組んでいます。食事、排泄などの場面では保育者の導線や準備など改善が必要な場面がみられました。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	生活や遊びの場面で保育者の援助を得ながら子どもが自発的に活動が出来るように保育士が関わっている様子が見られました。保育室に子どもたちが読んでいる絵本を展示し、保護者に絵本の良さや園での取り組みが伝えられています。生活面などの場面では保育者の導線や援助方法など改善が必要な場面がみられました。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	すこやかな心身の発達がうながされることを目標に、幼児クラス全体で定期的に「リズム運動」に取り組んでいます。また、様々な活動を通して、子どもたちの興味関心が深まり、子ども同士が共に学び合う事を目標に「くまさんタイム」という異年齢保育のカリキュラムが進められています。「リズム運動」「くまさんタイム」等の活動内容、子どもの育ちについては、定期的にお便りなどで保護者に伝えています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	c
(コメント)	配慮の必要な子どもについて、関係している職員間で個々の情報を共有し保育を行っています。子どもの園生活にも配慮出来るように、保護者ともきめ細やかに情報交換が行われています。また、関係機関とも連携を図り、助言を受けています。計画に基づいて一人ひとりの状況に応じた保育を行えるよう、個別指導計画の様式を見直すことが求められます。	
A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	早朝、延長保育は、担当保育士とクラス担任によって行われています。保育時間の長い子どもには、夕方に補食としておやつも提供しています。また、子どもたちがゆったり過ごすことが出来るように環境も整えられています。子どもの状況についての引き継ぎは主に口頭で行われています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	小学校への就学に向けて、小学校生活に向けた生活指導、学校授業を意識した活動に計画的に取り組んでいます。小学校で開催される「お楽しみ会」や「音楽会」に年長児が参加し学校の雰囲気を楽しみ、移行の生活に見通しが持てるように取り組んでいます。保育者と小学校教員との意見交換や合同研修などの機会は持たれていません。	

		評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント)	SIDSについては、全職員に必要な知識が周知されるとともに保護者にもポスターなどで情報提供を行っています。また、毎月看護師が発行している保健だよりにおいて、子どもの健康に関する情報やアドバイスを保護者に伝えています。感染症発生時には、保護者に情報を掲示し、病気の知識や感染予防対策について伝え注意喚起しています。健康管理に関するマニュアルは現在作成されていません。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	健康診断、歯科検診の結果、毎月の身体測定の結果については、個人別のカードに記録し、保護者が希望すれば閲覧が出来るようにしています。また、園医から助言されたことについては、看護師が分かりやすく保護者に伝え、園生活の中でも活かしていけるように取り組んでいます。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー対応が必要な子どもは、年2回提出される医師からの指示書に基づき個別に対応しています。アレルギー対応食の子どもは、食器の色を変えたり、食事の環境を考えたりする等の配慮をしています。定期的アレルギー担当会議を開催し、他クラスの子どものアレルギー対応の状況についても職員間で情報の共有ができるように取り組んでいます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
(コメント)	幼児クラスはクッキングしたり、その日の給食の食材の皮むきをしたり、食への関心が高められるような活動を行っています。保育者は子どもの食欲に合わせて分量を調整したり、苦手なものを少しでも食べる事が出来るように、個々に合わせた配膳を行ったりするなど、楽しく食べる事が出来るように工夫しています。ただ、楽しく食事する中でクラスによっては、少し落ち着かない場面が見られました。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	市の献立メニューを使用していますが、その月提供された給食については給食担当会議において検討しています。会議には、栄養士・乳児・幼児代表の保育士が検食簿を基に、献立内容、味、形状、固さについて意見を出し合い、情報交換を行って次月の給食提供に繋がるように取り組んでいます。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	保護者との情報交換などは連絡ノートを用いて行っていますが、土曜日などは口頭のみでのやりとりが行われています。0・1歳児で保育参加、2歳児から5歳児は保育参観を行い保護者の理解を深める機会が設けられています。個人懇談については5歳児以外のクラスは希望者のみ懇談を行っています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	保護者には、園行事やクラス活動の中で保育理念や保育方針を伝えるなど相互理解が深まるよう取り組みが行われています。園に対する相談や苦情の窓口を設けて、迅速に対応できるようにするとともに、必要に応じて保護者にアプローチしていく体制づくりも整えています。相談内容についての記録は確認できませんでした。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待防止マニュアルを整備し、職員に周知しています。子どもや保護者の様子に著しい変化が見られた場合は、保護者とのかかわりを密接に、必要な情報の把握に努めています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	職員会議において、その月の保育について振り返り意見交換する機会が設けられています。しかし、保育日誌、保育計画のなかでは、日々の保育実践の振り返りについては、保育の課程の全体をとらえた評価、記載がなされていませんでした。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	b
(コメント)	管理者は、職員が心身の安定を図りながら業務に携わることができるように日常より職員の様子を把握し、体罰の防止と早期発見に取り組んでいます。また、職員は、内外部の研修を通して子どもへのかかわり方について学んでいます。体罰の禁止について就業規則などの規定に明記することが望まれます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	城東保育園を利用中の保護者
調査対象者数	90 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

城東保育園を現在利用している保護者90世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、15世帯から回答がありました。(回答率 16.7%)

特に満足度の高い項目として

「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」

が100%の満足度、

「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」

「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていませんか」

「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が90%を超える満足度、

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」

「園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか」

「給食のメニューは、充実していますか」

が80%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等